

各位

小山町健康増進課

インフルエンザ定期予防接種(原則65歳以上)の実施について(お知らせ)

このことについて、下記のとおり実施しますので、お知らせします。

インフルエンザは、普通のかぜと比べて気管支炎・肺炎などの合併症を起こしやすく、特に高齢になりますと症状が重くなりやすいため、流行前に予防接種を受けることが有効な予防法です。インフルエンザの予防接種は、主に個人予防目的のために、自らの意思と責任で接種を希望する場合に接種を行うものです。

同封した説明書(接種上の注意事項など)をお読みいただき、接種を希望される方は、予約が必要な医療機関には、事前にお電話等で予約をしてください。受ける際は、体調の良いときに受けましょう。

記

| | |
|--------|---|
| 対象者 | 小山町に住民登録があり、接種日に満65歳以上の方 (昭和36年1月31日までに生まれた方) |
| 実施期間 | 令和7年10月1日(水)～令和8年1月31日(土) ※ワクチンの入荷状況により実施開始時期が遅れることがあります。 |
| 接種医療機関 | 裏面の指定医療機関 |
| 接種料金 | 自己負担金 1,000円(1回のみ) <u>※ただし、次の方は無料になります。</u> ・生活保護法による被保護世帯に属する方で自己負担金免除を希望する方(事前に申請してください。確認後、「 <u>保健事業徴収金免除決定書</u> 」を送付します。) |
| 持ち物 | ① インフルエンザ定期予防接種希望書兼予診票(原則65歳以上) (同封した予診票に必要事項をご記入の上、ご持参ください。) ② 健康手帳(お持ちでない場合は健康福祉会館、各支所で配布します。) ③ 案内通知と説明書 ④ お薬手帳 ⑤ マイナ保険証または資格確認書等(念のため、ご持参ください。) |
| 注意事項 | ☆ 裏面の指定医療機関以外で公費による予防接種を希望する方は、依頼書が必要となる場合がありますので、接種する1週間前までには、健康増進課へご相談ください。 ☆ <u>本人の接種希望の意思確認が困難な場合は、家族又はかかりつけ医の協力により対象者本人の意思確認をすることは認められますが、接種を希望することが確認できた場合に限り、予防接種法に基づいた予防接種を受けることができます。</u> |

お問い合わせ：小山町健康増進課(健康福祉会館) 電話76-6668

令和7年度 インフルエンザ定期予防接種（原則65歳以上）指定医療機関（五十音順）

※予約要の医療機関には、事前に電話等で予約確認をしてから、接種を受けるようにして下さい。

| | 医療機関名 | 電話 | 住所 | 予約の要・不要 |
|------------------|------------------------|----------------|----------------|-----------------|
| 小 山 町 | こうえい痛みのクリニック | 76-7777 | 小山町竹之下1312-3 | 不要 |
| | 友成医院 | 76-0066 | 小山町小山287-7 | 不要 |
| | なかがわ医院 | 76-6000 | 小山町菅沼662 | 不要 (かかりつけのみ) |
| | 南寿堂医院 | 76-0088 | 小山町藤曲54-115 | 不要 |
| | 富士小山病院 | 78-1200 | 小山町用沢437-1 | 不要 |
| 御 殿 場 市 | 阿部ひ尿器科 | 84-0012 | 御殿場市山尾田127-1 | 不要 |
| | 荒井駅前クリニック | 83-1345 | 御殿場市新橋1936-29 | 要 |
| | 岩瀬内科医院 | 80-5500 | 御殿場市茱萸沢745-1 | 不要 |
| | お八幡医院 | 82-0343 | 御殿場市北久原617 | 不要 |
| | かみお呼吸器クリニック | 82-3700 | 御殿場市萩原1142-33 | 要 |
| | 上町医院 | 82-0395 | 御殿場市御殿場24-1 | 要 |
| | 共立産婦人科医院 | 82-2035 | 御殿場市二枚橋8-1 | 要 |
| | 神山復生病院 | 87-0004 | 御殿場市神山109 | 要 |
| | 御殿場石川病院 | 83-2424 | 御殿場市深沢1285-2 | 不要 |
| | 御殿場かいせい病院 | 87-3737 | 御殿場市大坂57-8 | 要 |
| | 斉藤医院 | 87-0047 | 御殿場市中山540 | 不要 |
| | 齋藤耳鼻咽喉科医院 | 84-1234 | 御殿場市新橋670-15 | 要 |
| | すずき整形外科クリニック | 84-5050 | 御殿場市御殿場372-2 | 要 |
| | 東部病院 | 89-8000 | 御殿場市茱萸沢1180-2 | 不要 |
| | 時之栖・神山クリニック | 86-0800 | 御殿場市神山1913-229 | 要 |
| | 富井医院 | 84-3322 | 御殿場市竈708-1 | 要 |
| | なおメディカルクリニック | 70-5570 | 御殿場市萩原460-1 | 不要 |
| | はやま耳鼻咽喉科 | 84-2461 | 御殿場市萩原525-1 | 不要 |
| | ばんクリニック | 70-9336 | 御殿場市川島田1561-2 | 不要 |
| | 東富士病院 | 82-6000 | 御殿場市御殿場433-1 | 要 |
| | 東山クリニック | 82-1000 | 御殿場市東田中1431-15 | 不要 |
| | ひまわり呼吸器科 | 87-8288 | 御殿場市富士見原1-1-3 | 不要 |
| | ファミリークリニック たうち小児科医院 | 81-5566 | 御殿場市東田中2017-3 | 不要 |
| | フジ虎ノ門整形外科病院 | 0570-00-7872 | 御殿場市川島田1067-1 | 不要 |
| | 富士病院 ※かかりつけ患者のみ | 83-3333 | 御殿場市新橋1784 | 不要 |
| | ふじわら整形外科 | 75-9820 | 御殿場市神山866-10 | 不要 |
| | 松尾クリニック | 81-5050 | 御殿場市新橋1912-6 | 不要 |
| みくりやクリニック | 89-0233 | 御殿場市竈1960 | 不要 | |
| 安田内科小児科医院 | 70-3800 | 御殿場市東田中2-13-15 | 要 | |
| やましたクリニック | 87-8150 | 御殿場市神山1171-1 | 要 | |
| 渡辺整形外科内科医院 | 89-6722 | 御殿場市川島田1420-2 | 不要 | |

インフルエンザ予防接種 説明書 (R7)

予防接種を受ける前に必ずお読みください。

インフルエンザ予防接種の効果と副反応について、この説明書をよく読んで十分理解したうえで、自らの意思と責任で接種を希望する場合に接種を行うこととなります。



(1) インフルエンザとは

A型又はB型インフルエンザウイルスの感染を受けてから1～3日間ほどの潜伏期間の後に、発熱（通常38℃以上の高熱）、頭痛、全身倦怠感、筋肉痛・関節痛などが突然あらわれ、咳、鼻汁などの上気道炎症状がこれに続き、約1週間の経過で軽快するのが典型的なインフルエンザで、いわゆる「かぜ」に比べて全身症状が強いのが特徴です。特に、高齢者や、年齢を問わず呼吸器、循環器、腎臓に慢性疾患を持つ患者、糖尿病などの代謝疾患、免疫機能が低下している患者では、原疾患の増悪とともに、呼吸器に二次的な細菌感染症を起こしやすくなり、入院や死亡の危険が増加するといわれています。毎年発生するインフルエンザ（季節性インフルエンザ）は、我が国では通常、初冬から春先にかけて流行しその多くは自然に治癒します。1シーズンに少なくとも数百万人、多いと1千数百万人の罹患者が発生し、学校や仕事などを休む人が一気に増え、割合は低くても罹患者が増えれば多くの重症者が発生し、数千～数万人の生命に危険が及ぶこともあります。

(2) 予防接種の効果

現在国内で用いられている不活化インフルエンザワクチンは、感染を完全に阻止する効果はありませんが、インフルエンザの発病を予防することや、発病後の重症化や死亡を予防することに関しては、一定の効果があるとされています。高齢者では、34～55%の発病を阻止し、82%の死亡を阻止する効果があったと報告されています。

(3) 接種時期

地域差はありますが、通常我が国のインフルエンザの流行は例年12月から3月が中心です。病原ウイルスは少しずつ抗原性を変えることが多く、ワクチンも毎年これに対応するウイルス株が選定されています。また、ワクチンが十分な効果を維持する期間は接種後約2週間後から約5か月とされています。インフルエンザの予防接種は、過去の発生状況から考えて、より有効性を高めるために一般的には10月から12月中旬までの間に行うことが適当です。

(4) 予防接種不相当者（予防接種を受けることが適当でない人）

- ① 接種当日、明らかな発熱のある人 → 体温が37.5℃以上の場合です
- ② 重篤な急性疾患にかかっている人
- ③ 予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな人
- ④ インフルエンザの予防接種で、接種後2日以内に発熱のみられた人及び全身性発疹等のアレルギーを疑う病状を呈したことがある人
- ⑤ その他、医師が不相当な状態と判断した人

(5) 予防接種要注意者（接種の判断を行うに際し、注意を要する人）

- ① 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患を有する人
- ② 過去にけいれんの既往のある人
- ③ 過去に免疫不全の診断がされている人及び近親者に先天性免疫不全症の人がいる人
- ④ 間質性肺炎、気管支喘息等の呼吸器系疾患を有する人
- ⑤ 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある人

※インフルエンザワクチンは、ウイルスの増殖に孵化鶏卵を用いるので、卵アレルギーが明確な人(食べるとひどいじんましんや発疹が出たり、口腔内がしびれる人)

裏面へ続きます

(6) インフルエンザ予防接種と他の予防接種の接種間隔について

インフルエンザ予防接種と他の予防接種【生ワクチン・不活化ワクチン(高齢者用肺炎球菌・新型コロナウイルスワクチン、带状疱疹等)】については、接種間隔の規定はありません。

2種類以上の予防接種を同時に同一の接種対象者に対して行う同時接種は、医師が特に必要と認めた場合に行うことができます。

(7) インフルエンザワクチンの副反応

重大な副反応として、まれにショック、アナフィラキシー（じんましん、呼吸困難、血管浮腫等）があらわれることがあり、そのほとんどは接種後30分以内に生じますが、まれに接種後4時間以内（アナフィラキシーの副反応報告基準）に起こることもあります。その他、ギラン・バレー症候群（※）、けいれん、急性散在性脳脊髄炎(ADEM)、脳症、脊髄炎、視神経炎、肝機能障害、黄疸、喘息発作、急性汎発性発疹性膿疱症等があらわれたとの報告があります。

その他、まれに接種直後から数日中に、発疹、じんましん、紅斑、掻痒等があらわれることがあります。発熱、悪寒、頭痛、倦怠感、発赤、腫脹、疼痛等を認めることがありますが、通常、2～3日中に消失します。

※ 「ギラン・バレー症候群」とは、急性・多発性の根神経炎の一つで、主に筋肉を動かす運動神経が障害され、四肢に力が入らなくなる病気です。

(8) 副反応がおこった場合

予防接種の後、まれに副反応（7）が起こることがあります。また、予防接種と同時に、ほかの病気がたまたま重なって現れることがあります。接種後、接種部位の異常反応や体調変化がある場合（接種した部位が痛みや熱をもってひどくはれたり、全身のじんましん、繰り返す嘔吐、顔色が悪い、低血圧、高熱など）は、速やかに医師の診察を受けてください。

(9) 予防接種健康被害救済制度

インフルエンザの予防接種による健康被害者からの健康被害救済に関する請求について、当該予防接種と因果関係がある旨を厚生労働大臣が認定した場合、健康被害に対する給付を受けることができます。

1. 医療費及び医療手当

予防接種を受けたことによる疾病について受けた医療に要した費用及びその入院通院等に必要な諸経費を支給。（入院を要すると認められる場合に必要程度の医療に限る。）

2. 障害年金

予防接種を受けたことにより、政令別表第2に定める程度の障害の状態にある18歳以上の者に支給。（3級はなし。）

3. 遺族年金

予防接種を受けたことにより、死亡した者が生計維持者の場合、その遺族に対して支給する。

（支給は10年間を限度とする。）

4. 遺族一時金

予防接種を受けたことにより、死亡した者の配偶者又は同一生計の遺族に支給。

5. 葬祭料

予防接種を受けたことにより、死亡した者の葬祭を行なう者に支給。

(10) 予防接種を受けた後の一般的注意事項

① 予防接種をうけた後30分間程度は、急な副反応が起こることがあります。

医師（医療機関）とすぐ連絡をとれるようにしておきましょう。（接種後24時間以内の健康状態に注意しましょう。）接種後、1週間は副反応の出現に注意しましょう。

② 接種部位は清潔に保ちましょう。当日の入浴は差し支えありません。注射した部位をこすことはやめましょう。

③ 当日は、はげしい運動は避けましょう。

問い合わせ 小山町健康増進課（健康福祉会館） 電話76-6668